

令和 2 年第 8 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 8 月 2 5 日（火）午後 1 時 3 0 分から 3 時

2. 開催場所 安芸市役所 二 階 会 議 室

3. 出席農業委員（1 1 人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	5 番	千光士伊勢男
	6 番	野村 勉
	7 番	樋口 なぎさ
	8 番	西岡 秀輝
	9 番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（3 人）

会長職務代理者	2 番	野町 亜理
	4 番	川島 一義
	12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員（6 人）

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について
議案第 2 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 5 号	認定電気通信事業者の行う中継施設の設置について
報告第 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項解約通知報告について
議案第 7 号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第 8 号 非農地証明願について

報告第 9 号 安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
(変更案) について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 11 人であります。欠席委員は、2 番野町亜理委員、4 番川島一義委員、12 番山内芳幸で、所用のため欠席との連絡がございました。なお、11 番西岡大作委員からは遅参の届出があっております。

次に事務の概要報告をいたします。

8 月 19 日に、田野町で令和 2 年度農業委員会研修会が開催され、委員 15 名と事務局 2 名が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び野村勉委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出についてですが、今回は 4 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり本町三丁目の 1 筆で、面積は 16㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり本町三丁目の 2 筆で、面積は全部で 289㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の 6 筆で、面積は全部で 2,102㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内乙の 1 筆で、面積は 244㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

議案書は 3 ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の 5 筆で、地目は田で、面積は全部で 4,086㎡です。

贈与による所有権移転の申請でナスと水稻を作付する予定をしております。所在地につきましては、4 ページに地図がございます。

江川内原野の弁天池の南西と南にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては 8 月 13 日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、お願いします。

8 番西岡委員 8 月 13 日に長野君と中平秀一委員と確認してきました。説明どお

り間違いありません。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長

別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田）

議案第3号の4条申請について説明いたします。

議案書は5ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は330㎡となっています。転用の目的ですが、資材置場及び農業用倉庫の整備となっています。

場所は議案書の6ページに地図を掲載しています。土居の野良時計の南の方にある溝ノ辺集落に隣接した土地です。一部転用となっています。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。写真を見ていただいて、お分かりと思いますが、既に転用をしており、始末書を付けたうえの申請となっております。現地調査につきましては8月14日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内的の農地であるためです。（57%）

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。農業用資材の保管のための倉庫及び資材置場が必要であり当該農地が最も農作業に効率がよいことから選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設のため、費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり、転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、農業用倉庫及び資材置場として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地であります。西側は申請者所有の農地であります。南側は市道を挟んで申請者の所有農地であります。北側は隣地同意書が提出された

農地であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透及び東側水路への排水により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。

10番福本委員 8月14日に岡田君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は4件申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、井ノ口乙で、地目は田と畑、面積は全部で3,374㎡、転用目的は資材置場及び車両保管場所となっております。

現地調査につきましては8月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にいただきました。場所については9ページに地図を掲載しています。井ノ口の農協のライスセンターの北側にある土地となっております。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。こちらも既設案件となっております、ハギノ建設の資材置場及び車両保管場所として転用が完了しております。転用の経緯を示した始末書が提出されております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法

第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、建設資材や工事用車両をハギノ建設本社敷地や各現場等に保管してきましたが、一カ所に集中させて管理するようにするため、一定以上の広さを確保できることなどの条件を満たす用地を探した結果、当該地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、既設のため費用は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既設であり転用は完了しています。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、資材置場、車両保管場所整備用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。西側は県道及び山林であります。南側は宅地であり北側は申請者所有の農地であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北甲で、地目は田、面積は310㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

現地調査については8月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は10ページに地図を掲載しています。川北の清香園の北西にある農地となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法

第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。(57%)

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の住まいは海に近いことから地震による津波被害の不安があり築年数も古く老朽化していたことから移転、新築先を探しておりました。当該申請地は津波の心配もなく、近くには申請者の実家があり子育てや親の介護にも都合がいいことから当該申請地を選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地及び農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。西側は市道を挟んで農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。南側も農地であります。隣地同意書が提出されています。北側は宅地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に西側の市道側溝に排水し、雨水も同様に西側の市道側溝へ排水する計画であります。なお、川北土地改良区からは排水計画について異議がないことの意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北乙で、地目は田、面積は492㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

現地調査については8月13日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

さい。場所は11ページに地図を掲載しています。江川内原野の弁天池の南にある農地となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。

第1種農地につきましては原則転用不許可であります。近隣の集落に接続している農地に個人住宅を建てるため、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外規定が適用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用者は当該申請地の北側に農地を所有し耕作していますが、現在の居所（穴内）からの通作が不便であることに加え、地震による津波被害の心配もあることから高台にある当該申請地を選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料、残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側及び西側、南側は農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。北側は譲受人所有の農地であります。生活雑排水は浄化槽で浄化した後に南側の市道側溝に排水し、自然浸透により処理できない雨水についても同様に南側の市道側溝へ排水する計画であります。なお、内原野農民組合からは側溝へ排水することについての同意書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野乙で、地

目は田と畑、面積は全部で2,454㎡、転用目的は太陽光発電パネルの設置です。

現地調査については8月17日に栗山浩和委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。場所は12ページに地図を掲載しています。赤野の天ノ平のは場整備区域の西側にある農地となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、周囲に民家が無く、太陽光発電設備の稼働による騒音や光害、電波障害の恐れがないことから当該申請地を選んだというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲は農地であります。隣地同意書が提出されています。排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透により処理する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は大久保暢夫委員、申請番号2番、3番は西岡秀輝委員、申請番号4番は栗山浩和委員、お願いし

ます。

3 番大久保委員 8 月 13 日に岡田君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8 番西岡委員 8 月 13 日に長野君と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13 番栗山委員 8 月 17 日に岡田君と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第 5 号、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 報告第 5 号の説明をさせていただきます。議案書は 13 ページをご覧ください。携帯電話の無線基地局を設置するものでありまして、農地法の許可は必要ない案件ですが、転用の完了の報告がありましたので現地確認を行いました。

所在地の地図は 14 ページをご覧ください。申請地は黒瀬丸石のこまどり温泉の南西にある農地となっております。現地の写真もお配りいたしますので、ご確認ください。

現地を確認した結果、転用が完了していました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第 5 号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明いたします。議案書は 15 ページです。今回は 3 件出ております。

届出番号 1 番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで穴内乙の 2 筆です。地目は田で、面積は全部で 1,288㎡となっております。

当初は平成 29 年 9 月 20 日から令和 9 年 9 月 19 日まで 10 年間の賃借権の設定がされておりましたが、自動車道用地として買収され

るため、双方合意による解約の通知が提出されたものです。

届出番号2番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで穴内乙の1筆です。地目は田で、面積は416㎡となっております。

当初は平成27年10月20日から令和2年10月19日まで5年間の賃借権の設定がされておりましたが、自動車道用地として買収されるため、双方合意による解約の通知が提出されたものです。

届出番号3番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野乙の1筆です。地目は田で、面積は1,611㎡となっております。

当初は平成29年9月1日から令和4年7月31日まで5年間の賃借権の設定がされておりましたが、別の農家が耕作するとのことで、双方合意による解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は16ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地1筆で、地目は田で、面積は991㎡です。野菜を作付する予定をしており、5年間の使用貸借契約をし、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページの左に地図がございます。江川西ノ沢集落の南の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北乙の農地2筆で、地目は田で、面積は2,746㎡です。ナスを作付する予定をしており、14年間の使用貸借契約をし、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページの右に地図がございます。江川内原野の弁天池の南の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,000㎡です。ユリを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、20ページの左に地図がございます。川北保育所の北の方にある農地です。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,335㎡です。ユリを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、20ページの左に地図がございます。川北小学校の北にある農地です。

申請番号3番、4番の現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号3番と4番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,344㎡です。ナスを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページの右に地図がございます。高知県農協安芸集出荷場の東の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり奈比賀の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で1,718㎡です。水稻を作付しており、1年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は無償の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。奈比賀の長山集落に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 7 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり西浜の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,072㎡です。ナスを作付しており、3 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 10a 当たり 2 等米 8 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページの左に地図がございます。安芸市防災センターの南西にある市道安芸伊尾木線沿いの農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 8 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,223㎡です。ナスを作付する予定をしており、5 年間の使用賃貸借契約をし、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22 ページの右に地図がございます。赤野のレストラン矢流の北東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 9 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地 2 筆で、地目は田で、面積は 683㎡です。ナスを作付しており、5 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 10a 当たり 2 等米 4 俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23 ページの左に地図がございます。赤野東赤野集落の南西にある赤野川の北岸にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号 10 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,611㎡です。ナスを作付する予定をしており、2 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 100,000 円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、23 ページの右に地図がございます。赤野叶岡集落の北の方にある雨降シ地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、

事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は535㎡です。ナスを作付する予定をしており、4年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、24ページの左に地図がございます。穴内六丁集落の南にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号12番、13番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号12番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で2,113㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり60,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、24ページの左に地図がございます。穴内六丁集落に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号13番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,939㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は150,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、24ページの右に地図がございます。赤野叶岡集落の南に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番から4番は西岡秀輝委員、

中平秀一委員、申請番号５番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号６番は有澤節子委員、有澤光喜委員、申請番号７番は川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員、申請番号８番から１０番と１３番は栗山浩和委員、大野實委員、申請番号１１番、１２番は野町亜理委員、長野榮徳委員、に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号１番から４番は中平秀一委員、申請番号５番は入交大輔委員、申請番号６番は有澤節子委員、申請番号７番は野村勉委員、申請番号８番から１０番と１３番は大野實委員、申請番号１１番、１２番は長野榮徳委員、お願いします。

中平推進委員 ８月１３日に長野さんと西岡秀輝委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 ８月１４日に岡田さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

９番有澤委員 ８月１２日に長野さんと有澤光喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

６番野村委員 ８月１３日に岡田君と川島一義委員と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

長野推進委員 ８月１４日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になれば、採決いたします。議案第７号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第７号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第８号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 議案第８号、非農地証明願について説明いたします。議案書は２５ページをご覧ください。今回２件の願い出が出ております。

申請番号１番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は１８３㎡となっております。

所在地の地図は２６ページに掲載しております。川北の清香園の北西ある農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は以前、乾燥場が建築されていましたが、現在取り壊されております。通常、非農地証明願は、建物等がある場合、その建築年を確認することによって、１５年以上の経過年数の確認を行っております。

今回のケースの場合、その確認ができないため、市税務課資産税係で平成17年以降現況が宅地であるという証明を取ってもらい、15年以上経過していることを確認しました。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては8月20日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号2番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は119㎡となっております。

所在地の地図は27ページに掲載しております。安芸おひさま保育所の北東にある黒鳥地区に隣接する農地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は庭の一部及び車の出入りする通路として以前から使用されていましたが、建物がないので経過年数を確認することができません。このため、市税務課資産税係で平成9年以降現況が宅地であるという証明を取ってもらい、15年以上経過していることを確認しました。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては8月13日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、申請番号2番は野村勉委員、お願いします。

8番西岡委員 8月20日に岡田君と樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 8月20日に岡田君と西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

6番野村委員 8月13日に岡田君と川島一義委員と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号、安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（変更案）について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書28ページになります。

議案第 9 号、安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（変更案）についてです。平成 28 年に農業委員会等に関する法律が改正になり、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を平成 29 年に定めています。令和 5 年を目標としていますが、農業委員等の改選時に 3 年ごとの検証・見直しを行う必要があるため、令和 2 年 3 月時点の結果をもとに見直しを行います。

議案書 29 ページから指針の変更案を掲載しております。

変更の内容につきましては、文言等は改元による変更のみを行い、数値目標の変更を行っています。

第 2 具体的な目標と推進方法、1 遊休農地の発生防止・解消、

（1）遊休農地の解消目標については、令和 2 年 3 月の現状は 968ha の農地のうち遊休農地は 19ha で、遊休農地の割合としては 1.96% であるので、毎年 2 ha ずつ解消し、令和 6 年には 968ha の農地のうち遊休農地は 11ha で、遊休農地の割合を 1.14% までにする目標に変更します。

次に、2 担い手への農地利用の集積・集約化、（1）担い手への農地利用集積目標については、令和 2 年 3 月の現状は管内の農地面積 968 ha のうち担い手への集積面積 555ha、集積率 57.33% となっております。安芸市担い手支援協議会での担い手への集積率は現状維持が目標となっておりますので、令和 6 年の目標は令和 2 年 3 月と同じ数字に変更します。

次に、3 新規参入の促進、（1）新規参入の促進目標です。令和 2 年 3 月の現状は、新規就農者 12 人、取得面積 1.9ha となっております。1 年間の目標は 10 人、取得面積は 1 人当たり 20 a となっておりますので、令和 6 年の目標は新規就農者 10 人、取得面積 2ha に変更します。また、延べの数値で目標を立てていましたが、単年度目標に変更しました。

なお、農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項により、指針を定める場合、又は変更する場合は農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならなくなっておりますので、本定例会でご意見をいただきたいと思います。また、ご承認いただきましたら、農業委員会等に関する法律第 7 条第 3 項により、市のホームページで公表することといたします。

以上でございます。

議長 それでは審議をお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 別になければ、採決いたします。

議案第 9 号、安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（変更案）については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 はい、全員賛成です。よって議案第 9 号、安芸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（変更案）については、原案どおり決定いたしました。

 以上で、議案審議は終了いたしました。

 それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は 9 月 25 日の金曜日の午後 1 時 30 分より行いますので、出席をお願いします。

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。